

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報②」について

入国前の事前手続「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の利用徹底のお願いが、外国人技能実習機構から出ています。

6/22以降、外国人技能実習機構（又は入管局、又は在外公館）に対し利用に関する確認書（様式あり）を提出する必要があります。また、**受入責任者＝監理団体**に変更になっていることにもご留意ください。詳しくは、外国人技能実習機構HP「重要なお知らせ」（2022.06.08）をご覧ください。<https://www.otit.go.jp/>

令和4年6月8日

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について（周知）

[↓6ページを抜粋](#)

（3）技能実習計画の認定申請時等の確認書類の提出について

Q11 ファストトラック及びVisit Japan Web サービスの利用に関する確認書とはどのようなものか。いつ、どこに提出すれば良いのか。

A11 外国人の新規入国に当たり、受入責任者は「外国人新規入国オンライン申請時の誓約事項」のとおり、ファストトラック及びVisit Japan Web サービスの利用について、入国者に案内することとなっており、それらの誓約事項を遵守することを前提に入国・在留が認められているところですが、依然として技能実習生の利用率が他の在留資格に比べて低いことから、空港における滞留の大きな原因になっており、ひいては、今後の入国制限緩和の支障になりかねません。

このため、ファストトラック及びVisit Japan Web サービスの利用の徹底をお願いする観点から、令和4年6月22日以降、外国人技能実習機構への技能実習計画の新規認定の申請、在留資格認定証明書の交付申請時又は査証発給申請の場面のいずれかにおいて、技能実習生本人及び受入責任者それぞれから、ファストトラック及びVisit Japan Web サービスの利用に関する確認書を提出いただくものです。具体的な提出のタイミングと提出先は以下のとおりです。

- （ア）6月22日以降の第1号技能実習計画の新規認定の申請時に、外国人技能実習機構に提出
- （イ）6月22日以降の「技能実習1号イ」又は「技能実習1号ロ」に係る在留資格認定証明書の交付申請時に、地方出入国在留管理局・支局に提出（ただし、（ア）において提出済みの場合には不要。）
- （ウ）6月22日以降の技能実習生に係る査証発給申請時に、在外公館に（ただし、（ア）又は（イ）において提出済みの場合には不要。）